

# 英国の学校音楽教育における 「作曲領域」の変遷（II）

高 須 一  
(2002年9月4日受理)

A Change of Composing at Schools in England (II)

Hajime Takasu

In the previous paper, I illustrated changes that had occurred in music composition activities in British compulsory music education after World War II. More specifically, J. Paynter and his colleagues' publication (1970), "Sound and Silence," diversified people's views towards what music composition was, and subsequently, led to attitudinal changes in teachers and policy makers towards how music composition should be included in music classrooms. In the present paper, the nature of these changes are further examined by means of governmental documents and policies, i.e., GCSE Examination and National Curriculum.

Key words: Composing, School Music, England, GCSE, Natinal Curriculum  
キーワード：作曲領域、学校音楽、英国、GCSE、ナショナル・カリキュラム

## はじめに

筆者は、前稿（2002）において、英国の学校音楽教育における作曲領域の変遷につき、わが国における先行研究と英国における先行研究を基に、「第2次大戦から Sound and Silence まで」「Sound and Silence 以後」に時代区分し、「作曲領域に関する諸プロジェクトの展開」「新しい作曲領域展開への批判」「近年の作曲領域の多様化」という観点から考察を行った。本稿は、その続編である。

前稿の「おわりに」において述べたように、作曲領域の多様化が進む一方で、作曲領域の発展と普及に公的裏付けをし、寄与したのが、GCSE 試験の導入及びナショナル・カリキュラム音楽（1992, 1995, 1999）の制定である。本稿では、GCSE 試験及びナショナル・カリキュラム音楽を中心に、作曲領域の変遷につき考察を行うものである。

## I. GCSE 試験における作曲領域の位置

前稿で述べたように、1944教育法 Education Act

1944 の制定以降、英国の学校教育は、地方分権、学校（校長及び教師）の自由裁量権の拡大、子ども中心主義の徹底がすすめられてきた。特に労働党政権下では、社会階級の再生産の温床となる複線化した中等教育課程（グラマースクール、モダンスクール、ミドルスクール等の複線的な学校制度）の解消を図るため、中等教育を単線化するための方策として総合中学校 Comprehensive School 制度が発足、徹底が図られていった<sup>1)</sup>。さらに、11歳で職業校か大学進学につながる普通科教育への進学かを決定するイレブン・プラス 11 Plus 試験を暫時廃止していった。このような社会階級の解消に向けた方策は、さらに試験制度をも変えることとなった。イレブン・プラスと平行して行われてきた中等教育修了試験には、GCE (General Certificate of Education) 試験及び CSE (Certificate of Secondary Education) 試験の 2 種が存在した。大学へ進学を希望する生徒は、16歳時に GCE の O レベル Ordinary Level 試験を受け、その後 2 ~ 3 年の大学準備学校を経て GCE A レベル Advanced Level 試験を受けて、その結果によって大学の選択及び入学許可を受けることができた。一方、大学進学を希望せず就職への進路

をとる生徒は、CSE 試験によって中等教育終了証明を受け、その結果次第で就職先を決定した。このような、試験制度の複線化も社会階級差の再生産につながるものであり、保守党 M. Thatcher 政権下でこの 2 種の試験が統一された。これが、1986年より施行されたGCSE(General Certificate of Secondary Education)試験である。義務教育の終了する16歳時、すなわち中等教育を終了する生徒は、すべて等しくこの GCSE 試験を受け、その結果を基に進路を決定することとなった。大学進学者は、この試験下でもなお大学進学時には A レベル試験を受ける必要があるが、中等教育終了証明が、受けた試験 (GCE もしくは CSE) によって上位下位に区分されることなく、同じ尺度で判断されるようになった点は、画期的である。

GCSE 試験導入による音楽教育の変化も注目に値する。1986年の導入時より、音楽の試験科目は、演奏 Performing, 作曲 Composing, 聴取 Listening の 3 領域とされ、初めて中等教育修了試験に作曲領域が盛り込まれたのである。作曲領域を試験科目化するという画期的な試みは、特に1970～1980年代にかけて作曲領域の理論化と実践に取り組んできた研究者及び実践家にとっては、彼らの成果の 1 つの結実であると同時に、学校教育現場において作曲領域のさらなる拡大をすすめる意味で歓迎すべきものであった。当然ではあるが、作曲領域が試験の領域に取り入れられた以上、GCSE 試験で試験科目として音楽を選択する生徒は、作曲領域の教育を受けている必要があり、従ってそういう生徒の希望に応えられるように各学校は試験に対応した音楽教育を提供しなければならなくなつたのである。

しかしながら、同時に問題もあった。例えば、Pitts(2000: 141)も指摘しているように、従来の西洋古典音楽を基に音楽の授業をしてきた教師や作曲領域に精通していない教師にとっては、作曲領域に関する指導は難事であり、専門的なサポート（作曲の専門家の指導や教材の選択、教育方法の開発等）が必要であった。さらに問題となつたのは、生徒の作曲作品を評価する基準の曖昧さである。GCSE 試験における作曲とは、必ずしも西洋古典音楽や現代前衛音楽的なものばかりではなく、様々な様式の音楽を反映した楽曲を生徒はつくることがゆるされている。しかし、このような多様性に応えられるような基準を構築するのは困難であり、評価者の主観に試験結果が左右される傾向にあった。この点について Swanwick(1988)は、自己の開発した作曲領域の発達理論の観点から、客観的な評価基準の構築の必要性を主張した。Swanwick の意見のみが反映されたわけではないが、各試験作成委

員会のシラバス上では、評価基準の客観化に向けた改訂の努力がなされていると見てよい<sup>2)</sup>。

このような作曲領域に関する問題点が指摘されながらも、GCSE 試験の音楽では、現在でも作曲領域は残されており、試験内容や評価基準も改善されてきていると言ってよい。GCSE 試験において作曲領域が盛り込まれたことは、次に考察するナショナル・カリキュラム音楽にも影響を与えることとなった。

## II. ナショナルカリキュラムにおける作曲領域の位置

ナショナル・カリキュラム音楽 Music in the National Curriculum(以下、MNC と略記)はわが国の学習指導要領と同様に法的拘束力をもつものだが、その裏付けとなる法律は、1988年教育改革法 Education Reform Act 1988 である。この法律は、従来の地方分権、学校の自由裁量権等を否定し、教育の中央集権化及び教育への市場原理の導入を骨子とするものである。須藤(1994: 116)は、この法律の特徴を以下の 4 点にまとめている。

- ①ナショナル・カリキュラムを設け、必修教科とその学習内容を定める。また、それと連動する学習到達目標を設定し、それを基準とする全国学力テストを 7 歳、11 歳、14 歳、16 歳の各時点で実施する。
- ②親の学校選択の自由を大幅に拡大し、入学希望者の多い学校は、その物理的収容能力の上限まで生徒を入学させる(Open-enrolment)。地方教育当局(LEA)は、これを人為的に制限しない。
- ③公立学校のうち LEA の管理下から離脱(Opt-out)したい学校は、父母の投票の過半数で離脱することができ、国から直接に補助金を受け、学校理事会が独立して学校を運営することができる。(後略)
- ④これまで LEA が担ってきた各公立学校の財政運営の権限と責任を校長と学校理事会に委譲する(Financial delegation)。」

上記のように、1988教育改革法は、従来の英国教育を180度転換させるものであり、学校教育現場の教師は、必ずしもよい評価を与えていない。むしろ、教育の自由権の侵害(公的権力の介入)として批判する意見が散見された<sup>3)</sup>。

しかしながら、一方、従来選択教科であった音楽科が、この法案によって必修教科として位置付けられることは、評価に値する。そして、この法律に基づいて 1992 年、音楽のナショナル・カリキュラムが作成され

たのである。MNC は、他の教科と同様に、教育科学省(DES)大臣の諮問機関である National Curriculum Council と、実際にカリキュラムの草案作成を担当した National Curriculum Music Working Group(以下 MNC 作成班と略記)に対する諮問とその答申によって作成された。その過程は、MNC 作成班による審議の中間報告書、MNC 作成班の最終報告書、それらに対する教育科学省大臣からの意見書、MNC の草案とその法案化という段階で捉えることができる。

すでに述べたように、GCSE 試験に対する作曲領域導入を反映して、MNC においても、最終的に作曲領域が位置づけられた。MNC の作成過程及び最終的な法案成立に至るまで作曲領域が影響を与えた点は、特に以下の項目に集約されると言ってよい。すなわち①作曲領域の重視、②子どもの経験を重視した到達目標の設定、③現代の音楽やポピーラー音楽、民族音楽等、西洋古典音楽にとらわれない多様な音楽の教材化、である。この3点につき、以下、その内容を見ていく。

まず①の点である。MNC 作成班は、音楽の教授=学習は本質的に音楽に関わる実践的な活動を通して行われるべきであると考えている。具体的には、演奏 Performing, 作曲 Composing, 聴取 Listening の3領域である。そして、それらの領域の活動の結果として子どもが音楽的知識 Musical Knowledge を獲得することを最終的な目的とすると言う。また音楽的知識や音楽理解は、この3領域の活動を通して最も効果的に教授=学習できると言うのである。(DES, 1990: 13-15) この目的を前提として、MNC 作成班は、中間報告書において到達目標を「演奏」「作曲」「聴取」「知ること Knowing」の4つのカテゴリーで明記した

(ibid.)。従って中間報告書においては、この4つが音楽活動の領域として示されたのである。この報告書に対し、教育科学省大臣 Kenneth Clarke は、幾つかの批判を行っているが、特にこの領域に関して4領域では複雑すぎるため2領域に減らすべきであるという要求を行った(DES, 1991: 13)。この要求に対し MNC 作成班は異論を唱えながらも、続く最終報告書では音楽的知識を活動の結果として各活動領域の中に含むことで以下の3領域に改めたのである。すなわち「演奏」「作曲」「評価 Appraising」である(ibid.: 13-15)。ここで「評価」は、先の聴取の領域を含むとともに身体表現や討論を通した音楽的要素に対する認識や反応の活動をも含むという包括的な概念として提出された。しかし Clarke はこの3領域についても教育的根拠を述べずに2領域に減らすよう要求を行ったのである (National Curriculum Council, 1993: 37-38)。結果として MNC 作成班は「演奏と作曲」「知識と理解」の2領域に改め、教育科学省に答申を行った (ibid.: 11-15)。これに対してロンドン大学の Swanwick が異論を唱えたため、教育科学省は彼の主張を取り入れ、最終的にその名称を「演奏と作曲」「聴取と評価」と改め法案化したのである (Swanwick, 1992a: 29-31)。以上のような領域をめぐる論点は重要であるが、この点に関しては後述する。

ここで注目すべきことは、領域の変更が検討される過程において作曲領域が演奏領域とともに常にア・ブリオリな活動として認識されている点である。この理由としては、1960年代以降の Paynter らの教育実践活動の結果として作曲領域が全国的に普及し定着していたことが挙げられるであろう。英国におけるカリキュ

#### ＜ナショナルカリキュラムのキーステージ別到達目標＞<sup>4)</sup>

「演奏」に関する到達目標	「作曲」に関する到達目標	「聴取」に関する到達目標	「評価」に関する到達目標
キーステージ 1 (5~7歳)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単なリズムとメロディのパターンを、耳で聴いて模倣したり記号を見て演奏できる。</li> <li>簡単な歌を記憶する。</li> <li>息使いや強弱、ピッチの調節をしながら、グループで単旋律の歌を歌ったり簡単な楽器を演奏できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単な作曲をするために、音を調べ、選び組み合わせることができる。</li> <li>自分が作曲した作品を、後で思い出したり他の人に伝達するために、何かの形で記録できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な時代、文化、様式の短い小曲を注意深く聴き、その相違点や類似点がわかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒が作った曲や、有名な作曲家の曲を、聴いたり演奏したりして、その作品の雰囲気や特徴を、簡単な専門用語で話すことができる。</li> </ul>
キーステージ 2 (7~11歳)			

<ul style="list-style-type: none"> <li>記号や符号、簡単な音楽的指示を理解し、楽譜を見て演奏できる。</li> <li>ピッチやリズムや強弱を調節しながら、単旋律や簡単な2声の歌を歌うことができる。</li> <li>グループの中で自分のパートを演奏したりグループのメンバーの一人としての役割を果たすことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単な構成の中で、音楽的アイディアを工夫したり発展させることができ。他の人にも音楽的アイディアを伝えたり楽譜を使用して作曲を記録することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>楽器を聞き分けたり、性質や雰囲気の変化に反応するなど、主な音楽の要素を認識しながら、様々な種類の音楽を、注意深く聞くことができる。</li> <li>音楽史の主な特徴を理解し、様々な音楽の伝統を認識することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作曲や演奏の簡単な分析と評価を述べたり論じ合うことができる。</li> </ul>
---	---	--	--

## キーステージ3 (11 ~ 14歳)

<ul style="list-style-type: none"> <li>記号や符号や音楽的指示を解釈し、より複雑な楽節を、より正確に演奏できる。</li> <li>様々な様式で、すらすらと表情をもって演奏できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人やグループ内で、様々な形式で即興、作曲、編曲ができる。</li> <li>自分の作品を修正し、後で演奏できるように適切に記譜することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な様式の音楽における複雑な音楽的要素を見分けて識別し、様々な音楽を理解しながら聞くことができる。様々な記譜形式の楽譜を読み、使用することができる。</li> <li>音楽の歴史的発展の知識を深め、様々な時代、文化の音楽的伝統を理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の作品や、社会的歴史的、文化的な背景と結び付いた形式に対する理解を深め、それらを批評することができる。</li> </ul>
--	---	--	---

ラムは各学校の自由裁量に任されていたにもかかわらず、現代前衛音楽の手法を取り入れた作曲活動が多く、学校音楽カリキュラムの中に取り入れられていたことが、Paynter や Swanwick によって報告されている (Paynter, 1992; Lawton, Plummeridge, Swanwick, 1994: 3-14)。

次に②の点である。既述したように、MNC は教授=学習における子どもの実践的活動を重視した。そのため到達目標が行動目標の形で示されている。

すでに考察を行ったように、作曲領域は、子どもの知的な音楽経験を重視するものである。しかしここで示された目標には、教授=学習活動で扱われ獲得されるべき知的概念が明確に示されていない。また、到達目標の下位概念である学習プログラム Programme of Study が子どもの行うべき活動として併せて記述されているため、活動の所産として子どもが獲得する知的概念が不明確なものとなっている。結果として、作曲領域の子ども中心主義的性格の持つ「活動」の側面のみが強調された形となつたのである。

最後に③の教材に関してである。MNC 作成班は、

中間報告書の段階において、アフリカ音楽やポップ・ロック音楽など幾つかの事例を挙げることで、多様式の音楽の教材化を提言している。この点においても、現代前衛音楽から多様式の音楽へと教材の対象を拡大した作曲領域の流れとの符合が見て取れるのである。しかしこの MNC 作成班の方針に対しても、Clarke は西洋古典音楽重視の立場から批判を行い、結果として MNC 作成班の譲歩を引き出している (井本, 1995: 36)。MNC は、最終的に西洋音楽の様式を基準とした音楽史、音楽作品を核としながらも、多様式の音楽作品を教材として示すという折衷的なものとなつたのである。

MNC は、わが国の新学力観と同様、活動、概念、能力の規定を行っておらず、活動主義的授業を招来する危険性を持っている。同時にわが国の音楽科カリキュラムの志向をある程度実現化したものとなっているのである。Swanwick は、MNC のこの活動主義的性格に批判的であり、従ってここでは特に Swanwick の批判を中心に MNC の検討を行う。

### III. SwanwickによるMNC批判

Swanwickの批判の中心は、活動領域の設定と各領域における行動目標化された到達目標の設定に対してである。すでに述べたように教育科学大臣 Kenneth Clarkeは、MNC作成班による中間報告に対し領域の縮小化等の要求を行ったことに併せて、西洋古典音楽を前提とした歴史的な知識の発達や伝統音楽の教授を求めた。彼の要求をめぐって「事実に関する知識」が重要か、「なんら知識を含まない活動自体」が重要かという論争がおきたのである（Swanwick, 1992b: 162-179）。この論争全体に対するSwanwickの批判は「活動を通して何が学ばれるべきなのか」ということを論じていない」という点であった。Swanwickは、音楽カリキュラムにおいて、実際の音に関わる子どもの活動を重視しながらも、その活動の結果として学ばれる知的概念の明確化の必要性を強調したのである。その理由として、音楽教育とは音楽文化の継承者、創造者としての子どもの育成を目指すものであり、文化の継承・創造を子どもに可能とするものは知的概念であると言うのである（*ibid.*）。そして従来の学校音楽では、知的概念の中身を十分に検討せず、さらにそれらが音楽的活動と関わりなく単に「知識」として教えられ、音楽が本質的に持つ表現性との関係で教授=学習されてこなかったとして、活動と知的概念の統一的な教授=学習の必要性を主張したのである。自己の主張を現実的にカリキュラム構成化するため、Swawickは音楽学習に関わる活動領域と知的概念の指定を行っている（*ibid.*）。まず活動領域について彼は、心理学研究の成果と英国の学校における音楽カリキュラムの実態調査をもとに、演奏 Performing、作曲 Composing、聴取 Listenin の3領域とした。この点は MNC 作成班の主張と一致している。しかし Swnwick は、この領域はあくまで活動を領域化したものであり、そこでの活動自体は到達目標化され得ないとして、MNC 作成班を批判したのである。すなわち到達目標は、活動の結果として子どもに獲得されるべき知的概念の中身によって示されるべきであると言うのである（*ibid.*: 164-165）。この点に関する理論は、稿を改めて検討する。

Swanwickの主張がMNC作成過程に直接的に与えた影響は、最終的に2領域となった到達目標の名称を変更させた点である。MNC作成班がClarkeの要求にそって2領域にまとめた到達目標は「演奏と作曲」「知識と理解」であった。Swanwickは、この目標につき演奏・作曲という活動と、活動の結果としての知識・理解が切り離されていると主張したのである。

彼は、このような領域の設定であれば、ここで取り扱われる知識が「音楽の本質的な知識 Knowledge OF Music」ではなく「音楽についての知識 Knowledge ABOUT Music」に墮す危険性があるというのである。知識とその理解を活動の結果として獲得されるものとして捉えることで、Swanwickは活動領域とそこでの到達目標につき以下のようない代案を提出した（Swanwick, 1992a: 28）。

#### 到達目標1：演奏と作曲

理解しながら音楽を演奏したり作曲したりする能力の発達

#### 到達目標2：聴取と評価

音楽を聴き評価する能力の発達(音楽の歴史に関する知識を含む)

最終的に教育科学省は、この代案をそのまま受け入れ法案化したのである。

以上のように Swanwick は、従来の創造的音楽学習研究において不明確であった知的概念を指定し、その概念の内包する音楽的な表現性が要求する活動と、活動によって形成される子どもの概念操作能力、表現能力との関係を明確にしたのである。Swanwick は、さらに先述した作曲領域における子どもの発達理論を上記の活動、知的概念、能力に援用し、MNCに対する代案を提出した（Swanwick, 1992a, 1993; Lawton et al., 1994）。彼の細部にわたる代案は教育科学省に受け入れられるものではなかったが、MNCの活動主義的問題点を明確にするものとして評価できるものである。

### IV. MNCの改訂

英国の教育省(DFE、教育科学省の後身)は、1995年1月に National Curriculum の改訂を行った(DFE, 1995)。教育省大臣 John Pattenは、School Curriculum and Assessment Authority (SCAAと略記)に改訂の諮問を行い、これに対して SCAA は1993年に中間報告書と最終報告書を提出し、1994年に草案と最終答申を提出した<sup>5)</sup>。この答申結果を受けての改訂である。約3年という短い期間を経ての改訂であるが、この改訂作業の過程において MNC のすべての項目が簡略化され、内容も精選された。この背景には、教育現場教師からの MNC に対する実践上の批判があった（Lawton et al., *ibid.*; Pitts, *ibid.*: 164）。この改訂で、MNC は知識・理解・技能の明確化を図りそれらの関係性を整理しているものの、基本的に1992年のカリキュ

ラム構成を踏襲しており, Swanwick の批判を十分生かしたものとはなっていない。一方, 従来の英国の学校教育では, 各学校や各教師の権限が独立して大きく認められてきたという歴史的背景や個人主義を基調とする気質から, 教育実践者や教師は国家規定的なカリキュラムに対して根強い反感を持っていた。そのため, 日本のように法的にカリキュラムが規定されても全国一律に実施されるという状況ではなかった。ちなみにここでの改訂の趣旨は, 以下の 4 点からなる (SCAA, 1994a)。

- ・学習内容 Programme of Study の簡素化と明確化
- ・教えるべき教材の削減
- ・教師の専門家としての判断を尊重するため全体の規定を削減する
- ・ナショナル・カリキュラムが, 学校教師に最大限手助けするような記述とする

この 4 点にそって改訂作業が行われ, 現場教師からの意見も採り入れながら, 中間報告書, 最終報告書, 草案, 専門家による意見の報告書を刊行した。その結果, 新ナショナル・カリキュラムは, 内容がかなり簡素化されたのと同時に, 法的拘束力の無かったサンプルが削除された。この改訂を契機に, ナショナル・カリキュラムを実施する学校は増加し, 1988 年教育改革法公布時に見られた, 現場教師からの反対論は少なくなっていった。このことは, Pratt & Stephens(1995)による現場教師のためのナショナル・カリキュラム音楽実施のためのガイドブックの出版も大きく影響している (Pitts, ibid.: 165)。こういった手引き書の発刊と同時にナショナル・カリキュラムの簡素化も相まって, MNC は, 教育現場の実情に合うものとして普及していったのである。

しかしながら, 英国の経済事情の悪化に伴って, 従来コア教科として位置づけられていた数学, 国語 (英語), 理科の学習にウェイトが移っていき, 結果として音楽科は周辺教科として扱われるようになっていった。1999年に第 2 次改訂の行われたナショナル・カリキュラムでは, この傾向が全面に出され, MNC の簡素化と周辺教科化がいっそうすすんだのである。当然ながら作曲領域に関する学習内容もきわめて簡素化され, 各 Key Stage での記述は以下のように簡略化された (DfEE, 1999: 16-20)。

<1999年版 MNC における作曲領域の学習内容>

#### Key Stage 1

- a 音楽的なパターンをつくること

- b 音や音楽的なアイディアを探求し, 選択し組織化すること

#### Key Stage 2

- a 演奏の際, リズミックでメロディックな素材を発展させながら即興すること
- b 音楽的な構造の中で, 音楽的なアイディアを探求し, 選択し, 関連づけ, 組織立てること

#### Key Stage 3

- a 演奏の際, 音楽的なアイディアを探求し発展させながら即興すること
- b 音楽的な構造や与えられたジャンルや様式、伝統的な方法の中にある様々な方法を選んだり関連づけながら, 音楽的アイディアをつくり, 発展させ, 拡大すること

ここに見られる記述は, きわめて簡素である。しかし日本の文部省(現, 文部科学省)のように, SCAA は, MNC を出すだけでなく, 法的拘束力のないガイドブック (日本の指導書, 指導資料にあたるもの) や CD 等の音源素材も出しておらず, 音楽教師の実践のためのサポートシステムをとっている。しかしながら, 繰り返すようであるが, 2 回の改訂によって音楽科が周辺教科化され, それに伴って作曲領域も縮小されたのは, 事実である。従って, 学校教育現場における作曲領域の実践は, 今後, 厳しい状況へとさらに追い込まれる可能性がある。

## おわりに

本稿においては, 公的機関における作曲領域の取り扱いにつき, 概観・考察を行った。次稿においては, 本稿で検討した公的機関や公的機関の方針などと連動しながらも, 作曲領域に関して新しい教育の取り組みを行っている民間諸団体に注目し, それが学校の音楽教育に与えている影響について検討を加えるものである。

## 【註】

- 1) 教育科学省の統計によれば, 1965 年で総合中学校の中等学校に占める割合が 11.9% であったのに対して, 1984 年には 91.9% にまで増加している (DES, 1986)。
- 2) 例えば, Northern Examinations Association や North West Regional Examinations Board, Oxford University Delegacy of Local Examinations 等, GCSE 試験を作成している機関の刊行しているシラ

- バスなどを参照されたい。
- 3) 例えば、『教育』(国土社、1988、No.490)における特集「臨教審改革とサッチャ=ペイカー改革」は、1988年教育改革法に対する英国の教育現場の反応をリアルに伝えるものである。
- 4) この表の訳出は、井本(1995)を基に再構成したものである。
- 5) SCAAは、National Curriculum Council(NCC)の後身であるが、NCCが教育科学省から独立した諮問機関であったのに対して、SCAAは教育省に所属する機関となっている。なお、SCAAによる一連の報告書(Sir Ron Dearing's Reports)を受けて、MNCは「規定全体の精選と簡略化」「学習プログラムの簡略化・明確化と再組織化」「教える内容の精選」などの点を中心に改訂された。詳細については、(SCAA, 1993a, 1993b, 1994a, 1994b)を参照。

## 【参考文献】

- 井本美穂(1995)「1988年教育改革におけるイギリスの学校音楽教育：ナショナルカリキュラムの導入を通して」『広島大学教育学部教科教育学科音楽教育学教室論集VII』21-50。
- 須藤敏昭(1994)「イギリスにおける教育改革のその後：全国テスト・ボイコット運動の高まり」『教育』(国土社), 116-119。
- Department of Education and Science(1990) *National Curriculum: Music Working Group: Interim Report*. HMSO
- Department of Education and Science(1992) *Music in the National Curriculum (England)*. London: HMSO.
- Department for Education(1995) *The National Curriculum (England)*. London: HMSO.
- Department for Education and Employment(1999) *The National Curriculum (England)*. London: HMSO.
- Lawson, D., Plummeridge, C., Swanwick, K. (1994) 'Music and the National Curriculum in Primary Schools' in *British Journal of Music Education*, Vol.11, No.1, Cambridge University Press, 3-14.
- National Curriculum Council(1992) *National Curric-*ulum Council Consultation Report, York: NCC.
- Paynter, J., Aston, P. (1970) *Sound and Silence*. London: Cambridge University Press. (邦訳『音楽の語るもの』山本文茂ほか訳、東京：音楽之友社、1982)
- Pitts, S. E. (1998) 'Reasons to Teach Music: Establishing a place in the contemporary curriculum' in *British Journal of Music Education*, Vol.17, No.1, 33-42.
- Pitts, S. E. (2000) *A Century of Change in Music Education: Historical perspectives on contemporary practice in British secondary school music*. Aldershot: Ashgate.
- Pratt, G., Stephens, J. (1995) *Teaching Music in the National Curriculum*. Oxford: Heinemann.
- SCAA (1993a) *The National Curriculum and its Assessment: Interim Report*. London: SCAA.
- SCAA (1993b) *Final Report: Full Version*. London: SCAA.
- SCAA (1994a) *Music in the National Curriculum: Draft Proposals*. London: SCAA.
- SCAA (1994b) *The Review of the National Curriculum: A Report on the 1994 Consultation*. London: SCAA.
- SCAA (1995) *An Introduction to the Revised National Curriculum*. London: SCAA.
- Swanwick, K. (1988) *Music, Mind, and Education*. London: Routledge.
- Swanwick, K. (1992a) *Music Education and the National Curriculum*. London: Tufnell Press.
- Swanwick, K. (1992b) 'Open Peer Commentary: Musical knowledge: the saga of music in the National Curriculum' in *Psychology of Music*. Vol.20, 162-179.
- Swanwick, K. (1993) *UK Council for Music Education and Training: Guidelines on Music in the National Curriculum (England)*. London: Calouste Gulbenkian Foundation.
- Swanwick, K. (1994) *Musical Knowledge*. London: Routledge.